

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 3 号

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市職員の給与に関する条例 (昭和 36 年瀬戸市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(時間外勤務手当) 第 16 条 <省略> 2 から 4 まで <省略> <u>5 次に掲げる時間の合計が 1 月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 22 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</u> <u> 一 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務 (勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が定めるものを除く。) の時間 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)</u> <u> 二 第 3 項の勤務 (同項ただし書の勤務を除</u>	(時間外勤務手当) 第 16 条 <省略> 2 から 4 まで <省略>

く。)の時間 100分の50

6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

前項第1号に掲げる時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) から第2項に規定する市長が定める割合 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合) を減じた割合

前項第2号に掲げる時間 100分の50 から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合

7 第4項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第2項に規定する市長が定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(給与の減額)

第23条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その

(給与の減額)

第23条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当た

勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

りの給与額を減額する。

(瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年瀬戸市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第8条の2 <u>任命権者は、瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)第16条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、市長が定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、市長が定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。))に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</u></p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第8条の3 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第8条の2 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日</p>

<p>又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（<u>第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。</u>）を指定することができる。</p> <p>2 <省略> （介護休暇）</p> <p>第15条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 介護休暇については、<u>瀬戸市職員の給与に関する条例</u>第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条第2項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</p>	<p>又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である<u>第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日</u>（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（<u>休日を除く。</u>）を指定することができる。</p> <p>2 <省略> （介護休暇）</p> <p>第15条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 介護休暇については、<u>瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）</u>第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条第2項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</p>
---	--

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。